

第52回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月28日（火曜日）午前10時

開催場所

東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
ステーションコンファレンス東京「サピアホール」
(サピアタワー5階)

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款中一部変更の件
- 第3号議案 取締役11名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 取締役の報酬額改定の件

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）またはインターネットにより議決権を行使
くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2022年6月27日（月曜日）午後5時35分まで

目次

第52回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
(提供書面)	
事業報告	22
連結計算書類	52
計算書類	54
監査報告	56

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（議決権行使書）または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、お手数ながら3頁から4頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、2022年6月27日（月曜日）午後5時35分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月28日（火曜日）午前10時
2 場 所	東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 ステーションコンファレンス東京「サピアホール」（サピアタワー5階） （末尾の「株主総会会場案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第52期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第52期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款中一部変更の件 第3号議案 取締役11名選任の件 第4号議案 監査役3名選任の件 第5号議案 取締役の報酬額改定の件
4 議決権行使についてのご案内	3頁から4頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。
5 インターネット開示に関する事項	<p>下記の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.japex.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①事業報告の「2. 会社の現況」のうち、「(5) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」及び「(6) 株式会社の支配に関する基本方針」 ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」 ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」 <p>監査役が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に添付の事業報告、連結計算書類及び計算書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上記①から③までの事項となります。</p> <p>会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に添付の連結計算書類及び計算書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上記②及び③の事項となります。</p>

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 本総会の結果は株主総会后にインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。

当社ウェブサイト (<https://www.japex.co.jp/>)

当社第52回定時株主総会における 新型コロナウイルス感染症に関する対応等について (お願い)

本総会における新型コロナウイルス感染症に関する対応等として、以下のとおりご案内いたしますので、株主の皆様のご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

<新型コロナウイルス感染症に関する対応>

- ・ 当日のご出席に代えて、同封の議決権行使書の郵送でのご返送またはインターネットによる議決権の事前行使をご推奨いたします。郵送またはインターネットによる議決権行使の方法につきましては、3頁から4頁をご参照ください。

<その他>

- ・ **株主様へのお土産のご用意はございません。**何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ・ 本総会の当日の運営等に関するその他の情報につきましては、当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。株主の皆様におかれましては、当社ウェブサイトもご参照くださいますようお願い申し上げます。

<当社ウェブサイト>

<https://www.japex.co.jp/>

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、新規埋蔵量の確保や供給インフラ整備・拡充に係る投資などを踏まえた内部留保を考慮しつつ、各期の利益状況や今後の資金需要等を総合的に勘案したうえで、長期安定配当を行うことを基本方針としております。

第52期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類 金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金25円
配当総額 金1,392,794,850円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 2022年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

当年度の業績並びに2022年3月に策定した中長期経営計画「JAPEX経営計画2022-2030」に基づく今後の事業展開及び株主の皆様への配当等を勘案し、その他の剰余金の処分に関する事項につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

- ① 減少する剰余金の項目とその額
別途積立金 50,000,000,000円
- ② 増加する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 50,000,000,000円

なお、当社は、中長期経営計画「JAPEX経営計画2022-2030」において、新たな経営計画の基本方針と利益水準見通しなどを踏まえた株主還元強化のため、2023年3月期以降の配当の基本方針を次のとおり定めております。

「健全な経営基盤の維持や財務体質の強化とともに、株主への利益還元を経営上の重要課題と認識しております。内部留保を活用した積極的な投資と事業基盤の拡充を通じて企業価値の持続的向上を図るとともに、その成果を株主に還元いたします。利益配分については、連結配当性向30%を目安に各期の業績に応じた配当を行うことを基本方針としつつ、事業環境の変化等により一時的に業績が悪化した場合でも、一株当たり年間50円配当の維持に努めます。（ただし、特別損益等の特殊要因により親会社株主に帰属する当期純利益が大きく変動する事業年度については、その影響を考慮し配当額を決定いたします。）」

現 行 定 款	変 更 案
<p>6. ～9. [省略]</p> <p>(公告方法) 第5条 本会社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第17条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対し提供したものとみなすことができる。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>	<p>7. ～10. [現行どおり]</p> <p>(公告方法) 第5条 本会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>[削除]</p> <p><u>(電子提供措置等)</u> 第17条 本会社は、株主総会の招集に際し株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>附則 <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> 第1条 現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第17条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役 渡辺 修、藤田昌宏、大関和彦、石井美孝、伊藤 元、平田敏幸、山下通郎、小島 明、伊藤鉄男、山下ゆかり、川崎秀一の各氏（全員）は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、今後の経営体制を強化し、中長期経営計画「JAPEX経営計画2022-2030」を推進するため、社外取締役1名の増員を含む、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	わたなべ おさむ 渡辺 修	代表取締役会長	再任
2	ふじた まさひろ 藤田 昌宏	代表取締役社長社長執行役員	再任
3	いし い よしたか 石井 美孝	代表取締役副社長執行役員電力事業本部長	再任
4	やました みちろう 山下 通郎	取締役専務執行役員	再任
5	ひら た としゆき 平田 敏幸	取締役常務執行役員海外事業第一本部長	再任
6	なかじま としあき 中島 俊朗	常務執行役員	新任
7	いとう てつお 伊藤 鉄男	社外取締役	再任 社外 独立
8	やました 山下ゆかり	社外取締役	再任 社外 独立
9	かわさき ひでいち 川崎 秀一	社外取締役	再任 社外 独立
10	きた い く み こ 北井久美子	—	新任 社外 独立
11	すぎやま よしくに 杉山 美邦	—	新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

わたなべ
渡辺

おさむ
修

再任

生年月日

1940年12月6日生

所有する当社の株式数

56,300株

在任年数

15年

取締役会出席状況

16回中16回 (100%)

候補者番号

2

ふじた
藤田

まさひろ
昌宏

再任

生年月日

1954年11月12日生

所有する当社の株式数

6,700株

在任年数

3年

取締役会出席状況

16回中16回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当

1964年 4月 通商産業省入省
1997年 7月 通商産業事務次官
2002年 7月 日本貿易振興会理事長 (のち (独) 日本貿易振興機構 (ジェトロ) 理事長)
2007年 6月 当社代表取締役副社長
2008年 6月 // 代表取締役社長
2016年 6月 // 代表取締役会長 (現在に至る)

重要な兼職の状況

日本海洋石油資源開発(株)取締役

取締役候補者とした理由

渡辺 修氏は、官庁等におけるエネルギー行政をはじめとする豊富な行政経験を通じた高い見識を有するとともに、2007年から2016年まで当社の代表取締役副社長、社長を歴任し、当社グループの事業の推進に大きく貢献しており、会長就任後は、大所高所からの確に経営指南していることから、引き続き取締役候補者となりました。

略歴、当社における地位及び担当

1977年 4月 通商産業省入省
2008年 7月 経済産業省貿易経済協力局長
2010年11月 住友商事(株)執行役員
2018年 6月 同社代表取締役副社長執行役員
2019年 4月 // 代表取締役 社長付
2019年 6月 当社代表取締役副社長執行役員
2019年10月 // 代表取締役社長社長執行役員 (現在に至る)

重要な兼職の状況

日本海洋石油資源開発(株)代表取締役社長
(株)ジャパックスゴルフ代表取締役社長

取締役候補者とした理由

藤田昌宏氏は、官庁におけるエネルギー行政をはじめとする豊富な行政経験及び他の民間企業における国際的な資源・エネルギー事業に係る経営経験を通じた高い見識を有するとともに、2019年に代表取締役副社長執行役員、続いて同年、代表取締役社長に就任以来、厳しい経営環境のなか、中心となって当社グループの事業を推進していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

3

いし い よしたか
石井 美孝

再任

生年月日

1957年4月3日生

所有する当社の株式数

3,000株

在任年数

4年

取締役会出席状況

16回中16回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当

1981年4月 当社入社
 2010年4月 // 長岡鉱業所技術部長
 2014年6月 // 執行役員国内事業本部長岡鉱業所長
 2017年4月 // 執行役員長岡事業所長
 2017年6月 // 常務執行役員長岡事業所長
 2017年11月 // 常務執行役員広域ガス供給本部副本部長 兼 相馬プロジェクト本部副本部長
 2018年6月 // 取締役常務執行役員広域ガス供給本部長 兼 相馬プロジェクト本部長
 2018年10月 // 取締役常務執行役員広域ガス供給本部長 兼 相馬・電力事業本部長
 2020年6月 // 取締役専務執行役員電力事業本部長
 2021年6月 // 代表取締役副社長執行役員電力事業本部長 (現在に至る)

重要な兼職の状況

福島ガス発電(株)代表取締役社長

取締役候補者とした理由

石井美孝氏は、石油鉱業における掘削技術を専門とするとともに、当社国内事業部門における豊富な経験及び知見を有しており、現在は代表取締役副社長執行役員として社長を補佐するとともに、秘書室担当、電力事業本部長、カーボンニュートラル関連事業統轄の職務を担い、当社グループの事業の推進に大きく貢献していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

4

やました みちろう
山下 通郎

再任

生年月日

1959年10月27日生

所有する当社の株式数

3,100株

在任年数

4年

取締役会出席状況

16回中16回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当

1982年4月 当社入社
 2005年6月 // 企画室長
 2010年4月 // 環境・新技術事業推進本部副本部長
 2011年6月 // 環境・新技術事業本部副本部長
 2013年6月 // 執行役員
 2016年6月 // 常務執行役員
 2018年6月 // 取締役常務執行役員
 2022年4月 // 取締役専務執行役員 (現在に至る)

取締役候補者とした理由

山下通郎氏は、当社経理部門の業務における豊富な経験及び知見を有しており、現在は取締役専務執行役員として、経理部担当、プロジェクト組成支援部担当の職務を担い、会社の適切な運営・管理に大きく貢献していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

5

ひらた としゆき
平田 敏幸

再任

生年月日

1958年1月5日生

所有する当社の株式数

4,600株

在任年数

5年

取締役会出席状況

16回中15回 (94%)

略歴、当社における地位及び担当

1981年 4月 当社入社
2005年 6月 ジャパン カナダ オイルサンド社社長
2012年 6月 当社執行役員
2015年 6月 // 常務執行役員
2017年 6月 // 常務取締役
2018年 6月 // 取締役常務執行役員
2020年 6月 // 取締役常務執行役員中東・アジア・欧州事業本部長
2022年 4月 // 取締役常務執行役員海外事業第一本部長 (現在に至る)

取締役候補者とした理由

平田敏幸氏は、国内外油・ガス田の開発、生産操業管理を専門とするとともに、オイルサンド事業における豊富な経験及び知見を有しており、現在は取締役常務執行役員として、海外事業第一本部長の職務を担い、当社グループの事業の推進に大きく貢献していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

6

なかじま としあき
中島 俊朗

新任

生年月日

1962年5月1日生

所有する当社の株式数

1,100株

在任年数

—

取締役会出席状況

—

略歴、当社における地位及び担当

1986年 4月 当社入社
2010年 6月 // 企画室長
2011年 6月 // 経営企画部長
2019年 6月 // 執行役員
2021年 6月 // 常務執行役員 (現在に至る)

取締役候補者とした理由

中島俊朗氏は、当社経理、経営企画部門の業務における豊富な経験及び知見を有しており、現在は常務執行役員として、コーポレートコミュニケーション室担当、経営企画部担当の職務を担い、会社の適切な運営・管理に大きく貢献しており、これらの知見と経験を当社経営に活かすことを期待し、新たに取締役候補者となりました。

候補者番号

7

いとう てつお
伊藤 鉄男

再任

生年月日

1948年3月15日生

所有する当社の株式数

—

在任年数

6年

取締役会出席状況

16回中15回（94%）

略歴、当社における地位及び担当

1975年4月 検事任官

2001年6月 東京地方検察庁特別捜査部長

2009年1月 最高検察庁次長検事

2011年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）（現在に至る）

2011年4月 西村あさひ法律事務所オブカウンセル（現在に至る）

2016年6月 当社取締役（現在に至る）

重要な兼職の状況

西村あさひ法律事務所オブカウンセル

高砂熱学工業(株)社外監査役

旭化成(株)社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

伊藤鉄男氏は、直接に企業経営に関与した経験はありませんが、法律の専門家としての豊富な知識及び経験を有しております。現在は社外取締役として、当社経営に対する監督と幅広い提言を行っており、引き続き、当社の業務課題を的確に把握し、妥当で適正な意思決定を行うための質疑に貢献していただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っていただく予定です。

候補者番号

8

やました
山下 ゆかり

再任

生年月日

1959年10月23日生

所有する当社の株式数

—

在任年数

3年

取締役会出席状況

16回中16回（100%）

略歴、当社における地位及び担当

1985年10月 （財）日本エネルギー経済研究所入所

2011年6月 同所理事 地球環境ユニット ユニット総括

2011年7月 （一財）日本エネルギー経済研究所理事 計量分析ユニット担任

2019年6月 当社取締役（現在に至る）

2020年6月 （一財）日本エネルギー経済研究所常務理事 計量分析ユニット担任（現在に至る）

重要な兼職の状況

（一財）日本エネルギー経済研究所常務理事 計量分析ユニット担任

国際エネルギー経済学会（International Association for Energy Economics, Inc.）理事

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山下ゆかり氏は、直接に企業経営に関与した経験はありませんが、エネルギー経済及びエネルギー・環境政策等の調査・研究を行う研究所での研究活動を通じて高い見識を有しております。現在は社外取締役として、当社経営に対する監督と幅広い提言を行っており、引き続き、当社が総合エネルギー企業として長期的な発展を目指すうえで有益な提言をいただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っていただく予定です。

候補者番号

9

かわさき ひでいち
川崎 秀一

再任

生年月日

1947年1月10日生

所有する当社の株式数

1,000株

在任年数

2年

取締役会出席状況

16回中16回 (100%)

候補者番号

10

きたい くみ こ
北井久美子

新任

生年月日

1952年10月29日生

所有する当社の株式数

—

在任年数

—

取締役会出席状況

—

略歴、当社における地位及び担当

1970年4月 沖電気工業(株)入社
2001年4月 同社執行役員
2004年4月 // 常務執行役員
2005年6月 // 常務取締役
2009年4月 // 代表取締役副社長
2009年6月 // 代表取締役社長執行役員
2016年4月 // 代表取締役会長
2018年6月 // 取締役会長
2020年6月 当社取締役 (現在に至る)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

川崎秀一氏は、情報通信等の分野でグローバルに展開する企業における豊富な企業経営経験を通じ、企業経営全般に関する高い見識を有しております。現在は社外取締役として、当社経営に対する監督と幅広い提言を行っており、引き続き、当社が直面する様々な業務課題への対応について、長年の経験に基づいた有益な提言をいただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。

略歴、当社における地位及び担当

1976年4月 労働省入省
1999年7月 静岡県副知事
2005年8月 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
2006年9月 中央労働委員会事務局長
2007年8月 中央労働災害防止協会専務理事
2012年4月 弁護士登録 (第二東京弁護士会) (現在に至る)
2014年7月 勝どき法律事務所弁護士 (現在に至る)

重要な兼職の状況

勝どき法律事務所弁護士
宝ホールディングス(株)社外監査役
大崎電気工業(株)社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

北井久美子氏は、直接に企業経営に関与した経験はありませんが、官庁等における労働行政等の豊富な行政経験を通じた高い見識や労働法制をはじめとする法律に関する豊富な知識を有しております。これらより、法律の専門家の視点から当社経営に対する監督と幅広い提言をいただくことを期待し、新たに社外取締役候補者となりました。

候補者番号 11

すぎやま よしくに
杉山 美邦

新任

生年月日

1954年10月11日生

所有する当社の株式数

-

在任年数

-

取締役会出席状況

-

略歴、当社における地位及び担当

1978年 4月 (株)読売新聞社入社
 2010年 6月 (株)読売新聞東京本社取締役
2011年 6月 (株)読売新聞グループ本社取締役 (現在に至る)
 2011年 6月 (株)読売新聞東京本社常務取締役
 2012年 6月 同社 専務取締役
 2014年 6月 (株)読売新聞西部本社代表取締役社長
 2015年 6月 (株)読売新聞大阪本社代表取締役社長
 2019年 6月 日本テレビホールディングス(株)取締役
2020年 6月 同社 代表取締役社長 (現在に至る)

重要な兼職の状況

(株)読売新聞グループ本社取締役
 日本テレビホールディングス(株)代表取締役社長
 日本テレビ放送網(株)代表取締役社長執行役員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

杉山美邦氏は、新聞社等での高い見識や豊富な企業経営経験を有しております。同氏による客観的・中立的な立場からの当社経営に対する監督と、当社の持続的な成長の促進及び中長期的な企業価値の向上に資する幅広い提言をいただくことを期待し、新たに社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者の当社における担当につきましては、本招集ご通知42頁に記載のとおりであります。
2. 候補者藤田昌宏氏は(株)ジャパックスガラフ代表取締役社長を兼務しており、当社は同社との間で原油の取引を行っております。また、同氏は日本海洋石油資源開発(株)代表取締役社長を兼務しており、当社は同社からキャッシュ・マネジメント・システムによる資金の寄託を受けております。候補者石井美孝氏は福島ガス発電(株)代表取締役社長を兼務しており、当社は同社に担保の提供を行うとともに、同社の社債の引受及び同社との間での業務委託契約の締結を行っております。
- なお、その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 候補者伊藤鉄男氏、山下ゆかり氏及び川崎秀一氏は社外取締役候補者であります。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、本議案において各氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 候補者北井久美子氏及び杉山美邦氏は社外取締役候補者であります。本議案において各氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社と候補者伊藤鉄男氏、山下ゆかり氏及び川崎秀一氏は会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。本議案において各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 本議案において候補者北井久美子氏及び杉山美邦氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、本招集ご通知44頁に記載のとおりであります。本議案において各取締役候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 山下ゆかり氏は、戸籍上の氏名は丹羽ゆかりですが、職務上使用している氏名で表記しております。

第4号議案**監査役3名選任の件**

監査役 下村恒一氏及び渡辺裕泰氏は、本総会終結の時をもって辞任し、監査役 中島敬雄氏は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、監査役候補者 本山喜彦氏は監査役 下村恒一氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役 下村恒一氏の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名	当社における地位			
1	もとやま 本山 喜彦	社長命囑託		新任	
2	かわきた 川北 力	—		新任	社外 独立
3	もとやま 本山 博史	—		新任	社外 独立

再任 再任監査役候補者 **新任** 新任監査役候補者 **社外** 社外監査役候補者 **独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

もとやま よしひこ
本山 喜彦

新任

生年月日

1960年4月23日生

所有する当社の株式数

2,900株

在任年数

—

取締役会出席状況

—

監査役会出席状況

—

候補者番号

2

かわきた ちから
川北 力

新任

生年月日

1954年10月15日生

所有する当社の株式数

—

在任年数

—

取締役会出席状況

—

監査役会出席状況

—

略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1983年4月 当社入社

2007年1月 // 札幌鉱業所（のち北海道鉱業所）経理資材部長

2013年7月 // 資材部長

2019年6月 // 執行役員

2021年6月 // 社長命囑託（現在に至る）

2021年6月 日本海洋石油資源開発(株)監査役

監査役候補者とした理由

本山喜彦氏は、当社資材、内部統制、総務、法務、情報システム部門の業務における豊富な経験及び知見を有しており、現在は当社子会社である日本海洋石油資源開発(株)監査役として、同社取締役の職務の執行に関する監査を適切に行い、その職責を果たしております。これらの経験と知見を当社における監査に活かすことを期待し、新たに監査役候補者となりました。

略歴、当社における地位

1977年4月 大蔵省（現 財務省）入省

2010年7月 国税庁長官

2012年10月 一橋大学大学院法学研究科教授

2013年6月 伊藤忠商事(株)社外取締役

2014年10月 損害保険料率算出機構副理事長

2019年6月 コナミホールディングス(株)社外監査役

重要な兼職の状況

公益財団法人ソルト・サイエンス研究財団理事長

(株)野村資産承継研究所理事長

社外監査役候補者とした理由

川北 力氏は、直接に企業経営に関与した経験はありませんが、財務省での行政執行や大学院教授としての経験を通じて高い見識を有しております。また、これまで社外役員等の立場で会社を適切に導いた経験も有しております。これらより、取締役の職務の執行に関する監査を適切に行うことができると判断し、新たに社外監査役候補者となりました。

候補者番号

3

もとやま ひろし
本山 博史

新任

生年月日

1954年6月15日生

所有する当社の株式数

—

在任年数

—

取締役会出席状況

—

監査役会出席状況

—

略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1977年4月 ㈱日本興業銀行（のち㈱みずほ銀行）入行
2002年12月 ㈱みずほコーポレート銀行本店営業第九部長
2004年4月 同社 執行役員IT・システム統括部長
2007年4月 ㈱みずほフィナンシャルグループ常務執行役員
2007年6月 同社 常務取締役
2009年4月 ㈱みずほコーポレート銀行代表取締役副頭取
2011年6月 みずほ証券㈱代表取締役社長
2016年6月 興銀リース㈱（のちみずほリース㈱）代表取締役社長兼CEO
2020年6月 同社 常任顧問（現在に至る）

社外監査役候補者とした理由

本山博史氏は、金融機関等での豊富な企業経営経験や高い見識を有しており、財務・会計・税務及びリスクマネジメント等の相当程度の知識を有していることから、取締役の職務の執行に関する監査を適切に行うことができると判断し、新たに社外監査役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者川北 力氏及び本山博史氏は社外監査役候補者であります。本議案において各氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 本議案において候補者川北 力氏及び本山博史氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
4. 候補者川北 力氏が2013年6月から2018年6月まで社外取締役に就任しておりました伊藤忠商事㈱は、公正取引委員会から、2018年1月及び同年2月に独占禁止法違反に関する排除措置命令を受けました。同氏は同社取締役会において法令順守の重要性について発言を行っており、また、本件の判明後は、法令順守の更なる徹底及び再発防止策の策定につき積極的な提言を行うなど、その職責を果たしました。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、本招集ご通知44頁に記載のとおりであります。本議案において各監査役候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】 社外役員の独立性判断基準及び資質

当社は、民間企業の経営者経験者、法律家等で、豊富な経験や高い識見に基づく当社経営に対する監督と幅広い提言を期待できる方を社外役員に指名しております。また、東京証券取引所の定める独立性判断基準のほか、以下の全てに該当しない場合、独立性を満たすと判断しております。

1. 当社に対して製品、サービスを提供する会社であって、当社の支払額が、当該取引先の直近3事業年度のいずれかにおける連結売上高の2%を超える会社の業務執行者
2. 当社の借入額が、当社の直近3事業年度のいずれかにおける連結総資産の2%を超える会社の業務執行者
3. 当社が製品、サービスを提供する会社であって、当社への支払額が、当社の直近3事業年度のいずれかにおける連結売上高の2%を超える会社の業務執行者
4. 当社から役員報酬以外にコンサルタント、会計専門家又は法律専門家として直近3事業年度のいずれかにおいて1,000万円を超える報酬を得ている者（法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
5. 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者の二親等内の親族
 - (1) 1. から4. までの掲げる者
 - (2) 当社の子会社の業務執行者
 - (3) 当社の子会社の業務執行者でない取締役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - (4) 過去3年間において、(2)、(3)又は当社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。)に該当していた者

【ご参考】取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方

- ・取締役会は、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理及び業務執行の監視という観点から、多様性や妥当な規模を確保するとともに、様々な知識・経験・能力を有する取締役で構成される必要があると考えております。
- ・本総会後の取締役・監査役（予定）の知識・経験・能力を一覧化したスキル・マトリックスは、次のとおりであります。

（注）下表は、各氏の有するスキルのうち主なものに印を付けており、各氏の有する全ての知識・経験・能力を表すものではありません。

また、「企業経営」には、会社以外の組織・団体における経営経験を含まます。

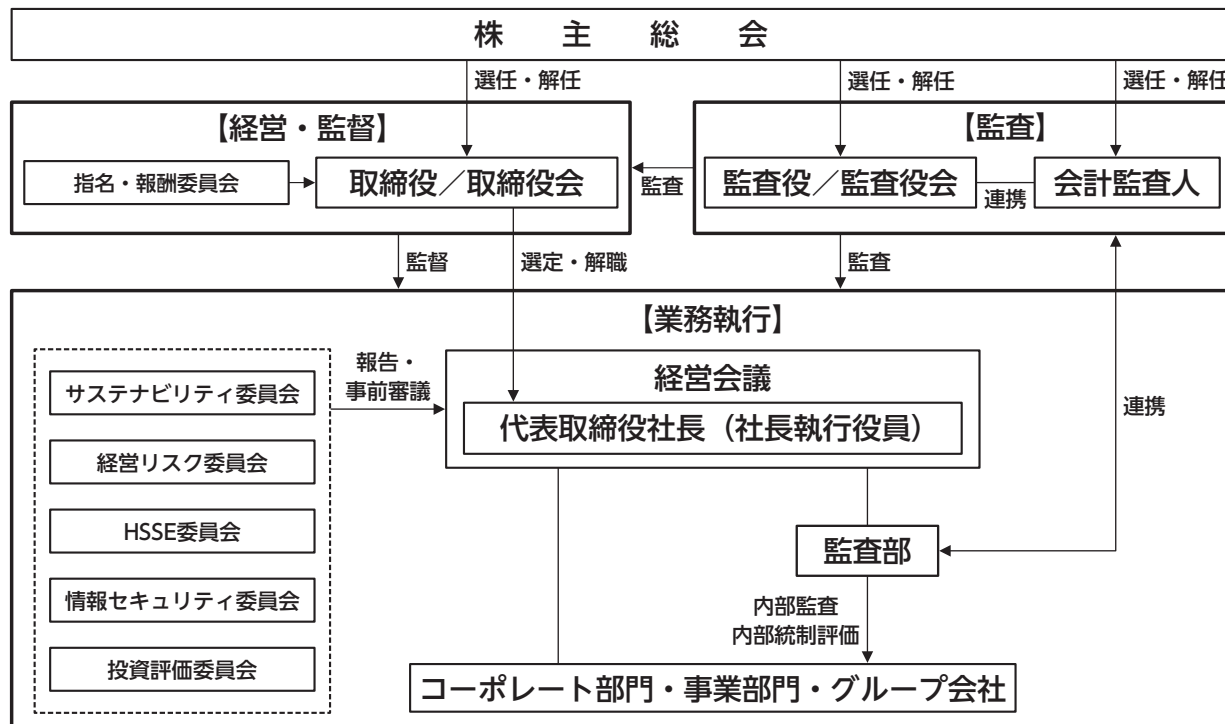
	氏名	役職	企業経営	財務・会計・税務	法務・リスクマネジメント	ESG・サステナビリティ	エネルギー産業に関する知見	グローバルビジネス	技術・DX
1	渡辺 修	代表取締役会長	○			○	○	○	
2	藤田昌宏	代表取締役社長	○		○	○	○	○	
3	石井美孝	代表取締役	○			○	○		○
4	山下通郎	取締役		○	○		○		
5	平田敏幸	取締役					○	○	○
6	中島俊朗	取締役		○	○	○	○		
7	伊藤鉄男	社外取締役			○	○			
8	山下ゆかり	社外取締役				○	○	○	○
9	川崎秀一	社外取締役	○			○		○	○
10	北井久美子	社外取締役			○	○			
11	杉山美邦	社外取締役	○		○	○	○		
12	中村光良	常勤監査役			○		○		○
13	本山喜彦	常勤監査役			○		○		○
14	川北 力	社外監査役	○	○	○				
15	本山博史	社外監査役	○	○	○				

【ご参考】当社のコーポレート・ガバナンスの状況

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、エネルギーの安定供給を通じた社会貢献を使命とするとともに、持続可能な開発目標の実現に向けた社会的課題の解決に取り組むことを経営理念としております。この経営理念を実現し、中長期的な企業価値を向上していくためには、効率性と透明性の高い経営を行うとともに、株主をはじめとするステークホルダーへの説明責任を果たすことによる信頼関係の構築が必要であり、そのための基盤としてコーポレート・ガバナンスが重要な課題であると考えております。

②コーポレート・ガバナンス体制（2022年3月31日現在）



当社のガバナンス体制の概要

- ・ 監査役設置会社
- ・ 執行役員制度を導入し業務執行体制を明確化
- ・ 社外取締役比率3分の1以上、社外監査役比率2分の1以上
- ・ 社外役員に対する取締役会議案の事前説明、情報提供、情報交換を図る場として「社外役員連絡会」を開催
- ・ 独立役員の資格を満たす社外役員をすべて独立役員に指定

第5号議案

取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2016年6月24日開催の第46回定時株主総会において、月額5,000万円以内（うち社外取締役分月額400万円以内）とご決議いただき今日に至っておりますが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと社外取締役の人数が増員となることから、取締役の報酬額のうち、社外取締役分を月額500万円以内に改定させていただきたいと存じます。

本議案は、本招集ご通知44頁及び45頁に記載の取締役の報酬等の額の決定に関する方針等に則るものであり、加えてあらかじめ指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しておりますので、相当であるものと判断しております。

なお、取締役の報酬額（社外取締役分含む。）は、従来どおり月額5,000万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

また、現在の取締役の員数は11名（うち社外取締役4名）であります。第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は11名（うち社外取締役5名）となります。

以 上

(提供書面)

事業報告

〔自 2021年4月 1日〕
〔至 2022年3月31日〕

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあり、一時的に個人消費や鉱工業生産には持ち直しの動きがみられましたが、回復の動きは弱く不透明な状況にあります。

原油C I F 価格は、年度当初の1バレル60ドル台後半から、経済活動の正常化の加速を背景に上昇基調で推移しました。2月以降、ウクライナ情勢の緊迫化に伴うロシアからの原油・天然ガスの供給不安等により騰勢を強め、年度末では90ドル台前半となっております。

為替相場は、年度当初は1米ドル100円台後半でしたが、年度後半にかけて円安傾向が強まり、年度末時点では110円台半ばとなっております。この結果、当社グループの原油販売価格は、前年度に比べ、年度平均では上昇しました。

一方、国内の天然ガス販売については、石油製品等の競合燃料との価格競争に加え、電力・ガス小売全面自由化のもとエネルギー業界全体で競争が継続し、市場環境は当社グループにとって引き続き厳しい状況にありました。

このような状況のもとで、当社グループは、2018年5月に公表した「長期ビジョン2030・中期事業計画2018-2022」に基づき、事業を推進してまいりました。一方で、世界的な脱炭素化の更なる加速等、当社グループを取り巻く事業環境は大きく変化しており、これらの変化に迅速かつ柔軟に対応する必要が生じております。そのため、当年度においては、世界的な2050年のCO₂実質排出量ゼロ達成のために、当社が果たすべき責務と取り組む課題を整理し、今後の当社の対応方針及び事業展開の方向性を示した「JAPEX2050～カーボンニュートラル社会の実現に向けて～」(「JAPEX2050」)を2021年5月に、また、収益力の強化と2030年以降を見据えた事業基盤の構築を基本方針とする「JAPEX経営計画2022-2030」を2022年3月に、それぞれ策定・公表いたしました。これらに基づき、今後も鋭意事業を推進してまいります。

業績の状況

当年度の業績について、E & P（Exploration & Production）事業の売上高は、主に原油及び希釈ビチューメンの販売価格が上昇したものの、原油買入販売の大半が収益認識に関する会計基準の適用に伴う純額表示により減少した結果、前年度に比べ240億円減（-24.7%）の734億円となりました。

また、インフラ・ユーティリティ事業の売上高は、天然ガス（国内）の販売数量が減少したものの、天然ガス（国内）、液化天然ガス及び電力の販売価格上昇などにより、前年度に比べ185億円増（+18.3%）の1,198億円となりました。

これに、その他の事業の売上を加えた売上高は、前年度に比べ90億円増（+3.8%）の2,491億円となりました。

〔連結売上高〕

(百万円)

	2020年度 第51期	2021年度 第52期	増 減 (%)	
E & P 事業	97,482	73,422	-24,059	(-24.7)
原油	72,916	41,056	-31,859	(-43.7)
希釈ビチューメン	21,695	31,121	+9,426	(+43.5)
天然ガス（海外）	2,870	1,244	-1,626	(-56.7)
インフラ・ユーティリティ事業	101,301	119,845	+18,543	(+18.3)
天然ガス（国内）	51,291	58,024	+6,732	(+13.1)
液化天然ガス	15,591	22,596	+7,004	(+44.9)
電力	30,087	34,320	+4,233	(+14.1)
その他	4,331	4,903	+572	(+13.2)
その他の事業	41,294	55,872	+14,578	(+35.3)
請負	7,633	6,395	-1,237	(-16.2)
石油製品・商品	31,931	47,354	+15,423	(+48.3)
その他	1,729	2,122	+393	(+22.7)
〔 連 結 売 上 高 〕	240,078	249,140	+9,062	(+3.8)

- (注) 1. ビチューメンとはオイルサンド層から採取される超重質油であり、また、希釈ビチューメンとはパイプライン輸送のために超軽質油で希釈したビチューメンであります。
2. インフラ・ユーティリティ事業の「天然ガス（国内）」は、国内において導管により供給されるガスであり、国産天然ガスとLNG気化ガスの合計であります。国産天然ガスの生産拠点と、気化ガスの製造拠点であるLNG基地とは当社パイプライン網で連結され、これらのガスは当社供給ネットワークで一体となって販売されることから、インフラ・ユーティリティ事業に区分しております。
3. インフラ・ユーティリティ事業の「その他」には天然ガスの受託輸送及び発電燃料用LNGの気化受託が含まれております。

売上総利益は、収益認識に関する会計基準の適用により原油買入販売が減収となったものの、原油価格の上昇に伴い国内原油及び希釈ビチューメンの販売収支が改善したことなどにより、前年度に比べ133億円増（+36.6%）の499億円となりました。

営業利益については、上記の売上総利益の増益に、探鉱費の6億円減少並びに販売費及び一般管理費の16億円減少が加わり、前年度に比べ156億円増（+372.5%）の198億円となりました。

経常利益については、為替差損が為替差益に転じたことや、持分法による投資利益が増加したことなどにより、前年度に比べ336億円増（+336.7%）の436億円となりました。

さらに、政策保有株式の一部売却による投資有価証券売却益を計上したものの、カナダでのオイルサンド探鉱開発事業を推進するジャパン カナダ オイルサンド社（JACOS社）全株式を譲渡したことによる子会社株式売却損や、JAPEX Montney Ltd.（ジャペックス モントニー社）が保有するカナダ ブリティッシュ・コロンビア州のシェールガス鉱区の権益等譲渡による権益譲渡損を計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純損益は、前年度に比べ282億円減の309億円の損失となりました。

〔連結業績〕

(百万円)

	2020年度 第51期	2021年度 第52期	増 減	
				(%)
売上高	240,078	249,140	+9,062	(+3.8)
売上総利益	36,534	49,903	+13,368	(+36.6)
営業利益	4,192	19,809	+15,616	(+372.5)
経常利益	10,001	43,674	+33,672	(+336.7)
親会社株主に帰属する当期純利益	-2,725	-30,988	-28,262	(-)

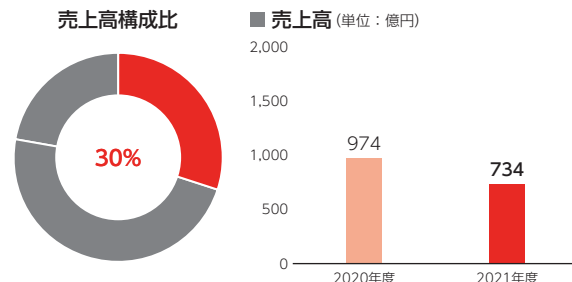
(注) 当社グループの内部管理上の数値で営業利益を区分すると、主にE & P事業で228億円、インフラ・ユーティリティ事業で35億円となり、前年度からの増減は、以下のとおりであります。

- ・ E & P事業は、海外において原油価格の上昇等により希釈ビチューメンの販売収支が改善したことに加え、国内において原油価格の上昇により原油販売価格が上昇し、また、輸入LNG価格の上昇により国産天然ガスの販売価格が上昇した結果、前年度に比べ251億円増となりました。
- ・ インフラ・ユーティリティ事業は、前年度に発生した日本卸電力取引所のスポット価格の高騰に伴う電力販売における一過性要因の利益の反動減やLNGスポット市場で代替カーゴを購入したことによる調達コストの増加により、前年度に比べ87億円減（-71.1%）となりました。

事業の概況

事業分野ごとの概況は以下のとおりであります。なお、事業分野におけるE & P事業とは、石油・天然ガスの探鉱、開発・生産、及び輸送・販売を行う事業のことです。

< E & P 事業 >



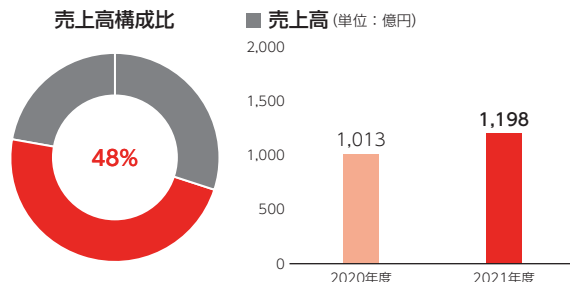
当年度の当社国内事業においては、2022年度に追加開発を予定している片貝ガス田（新潟県長岡市）で掘削リグの試運転を行い、開発に向け準備を進めております。

また、当年度における当社グループが関与する主要な海外プロジェクトの状況は、次のとおりであります。

対象国 (地域)	会社名	概況
インドネシア (ジャワ島東部海域)	Energi Mega Pratama Inc. (エネルギー メガ プラタマ社)	・生産物分与契約に基づく探鉱開発事業。現地操業会社 Kangean Energy Indonesia Ltd. (カンゲアン エナジー インドネシア社) により既存油・ガス田の生産を実施中。
米国 (テキサス州) マレーシア (サラワク沖)	Japex (U.S.) Corp. (ジャペックス・ユーエス社)	・米国テキサス州での鉱区リース契約及び共同開発契約に基づく共同開発事業。シェールオイルの生産及び開発作業を実施中。 ・マレーシアLNGⅢプロジェクトへの出資。
ロシア (サハリン島陸棚)	サハリン石油ガス開発(株)	・生産物分与契約に基づくエクソンモービル社他との共同探鉱開発事業。原油及びガスの生産及び開発作業を実施中。
カナダ (アルバータ州)	カナダオイルサンド(株)	・鉱区リース契約に基づく、子会社の現地操業会社JACOS社によるオイルサンド探鉱開発事業。 ・2021年7月、事業終結の方針を決定。同年9月、保有するJACOS社全株式をHE Acquisition Corporation (カナダ) に譲渡し、2022年3月に会社解散。
(ブリティッシュ・コロンビア州)	JAPEX Montney Ltd. (ジャペックス モントニー社)	・鉱区リース契約に基づく、Petronas Energy Canada社 (ペトロナス社 (マレーシア) の子会社) 他とのシェールガス共同開発事業。 ・2021年7月、同社が保有する鉱区の10%の権益全てと関連する資産を共同事業者であるPetronas Energy Canada社へ譲渡し、2022年3月に会社解散・清算終了。
英国北海 (アバディーン沖合海域)	JAPEX UK E&P Ltd. (ジャペックス ユーケー イーアンド ピー 社)	・ライセンス契約に基づく、ネプチューンエナジー社 (英国) 他との共同探鉱開発事業。評価作業の結果、2019年3月に最終投資決定を実施し、開発作業を実施中。
イラク (イラク南部陸上)	(株) ジャペックス ガラフ	・開発生産サービス契約に基づくペトロナス社他との共同開発事業。原油の生産を行うと共に日量23万バレルへの段階的な増産にむけての開発作業を実施。

(注) サハリン石油ガス開発(株)が参加する共同探鉱開発事業については、2022年3月1日付でエクソンモービル社が撤退する方針を表明しております。

<インフラ・ユーティリティ事業>



国内の天然ガスの供給については、新潟・仙台間及び白石・郡山間ガスパイプライン等を活用して、沿線地域の需要開拓に積極的に取り組んでいます。また、北海道においては、勇払LNG受入基地・LNG内航船を有効に活用するなどして、道内の天然ガスの安定供給に万全を期しております。加えて、パイプライン沿線以外の地域における天然ガスの需要に対応するため、タンクローリーを利用したLNGサテライト供給を行っております。

また、東日本大震災以降、地域に根ざした安定的なエネルギー供給、効率的エネルギー利用が求められていることから、エネルギーサービス事業を通じた地産地消エネルギーシステムの構築などにも取り組んでおります。

(注) エネルギーサービス事業とは、エネルギー(熱源)周りに関するシステムの操業から運用、メンテナンスまで一貫したソリューションを提供する事業であります。

さらに、低炭素・脱炭素化の流れが急速に強まっており、当社においてもカーボンニュートラル施策として、2021年11月より、ガス事業者自家消費分として、当社初のカーボンニュートラル天然ガス及びカーボンニュートラルLNGの販売を開始いたしました。

ガス供給に関しては、東北太平洋沿岸地域等の天然ガス需要増に積極的に対応するとともに、「天然ガス一貫供給体制の構築」と「供給・調達両面における多様化」を進めており、相馬LNG基地(福島県相馬郡新地町)で受け入れたLNGを気化し、当社パイプラインにて供給しております。加えて、LNG気化ガスを利用した天然ガス火力発電事業として、同LNG基地の隣接地において、当社が出資する福島ガス発電(株)が福島天然ガス発電所1号機及び同2号機により発電を行い、当社は当該電力を主として小売電気事業者に販売しております。また、当社は同社よりLNG気化業務を受託し、同発電所向け燃料ガスを供給しております。

なお、2022年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震により相馬LNG基地及び福島ガス発電(株)において設備の一部が被災し、安全確保のため一時的に運転を停止しましたが、速やかに確認及び点検並びに必要な復旧対応を行い、同年3月20日までに運転を再開しております。

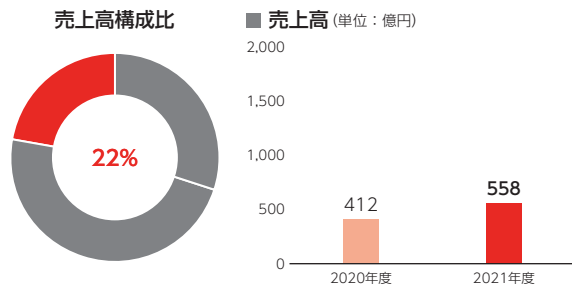
さらに、低環境負荷エネルギーの普及拡大を目指し、各種再生可能エネルギー事業への参画を積極的に進めております。具体的には、太陽光発電事業、風力発電事業、バイオマス発電事業について検討を行っており、当年度においてはバイオマス発電事業(4件)及び太陽光発電事業への参画を決定いたしました。過年度の投資済案件を含め、当社が投資している各再生可能エネルギー事業の概要は次のとおりであります。

投資対象/スキーム	事業主体	概要
バイオマス発電事業		
長府バイオマス発電所 (約75MW、山口県下関市)	長府バイオパワー(同) (当社39.9%出資)	・発電燃料は木質ペレット。 ・着工は2022年7月、営業運転開始は2025年1月の予定。
網走バイオマス発電所 (約20MW、北海道網走市)	(同)網走バイオマス第2発電所・(同)網走バイオマス第3発電所 (当社33.8%出資)	・発電燃料は国内材木質チップ。 ・2号機は2022年8月、3号機は同12月の営業運転開始を目指して建設中。
大洲バイオマス発電所 (50MW、愛媛県大洲市)	大洲バイオマス発電(株) (当社約35%出資)	・発電燃料は木質ペレット。 ・着工は2022年6月、営業運転開始は2024年8月の予定。
田原バイオマス発電所 (50MW、愛知県田原市)	田原バイオマス発電所(同) (当社39.9%出資)	・発電燃料は木質ペレット。 ・着工は2022年10月、営業運転開始は2025年4月の予定。
太陽光発電事業		
勇払太陽光発電所 (13MW、北海道苫小牧市)	ソーラーパワー苫小牧(株) (当社20%出資)	・FIT制度を活用した太陽光発電事業。 ・営業運転開始は2014年11月。
太陽光発電投資ファンド	PHOTONサステナブルソーラー投資事業有限責任組合 (当社は有限責任組合員として参画)	・投資対象は国内の開発段階または稼働中の太陽光発電事業。 ・非FIT案件(2022年度に開始されるFIP制度、コーポレートPPAなど)を中心に組み入れることを計画。 ・ファンド総額は最大100億円。 ・運営期間は20年(投資期間5年、運用期間15年)。

- (注) 1. FIT: Feed-in Tariffの略。再生可能エネルギー固定価格買取制度。
2. FIP: Feed-in-Premiumの略。再生可能エネルギー買取時に市場価格に補助額を上乗せした価格で買取を行う制度。
3. コーポレートPPA: 企業等の電力需要家と発電事業者や小売電事業者間の長期の電力購入契約。PPAは電力購入契約(Power Purchase Agreement)の略。

加えて、低炭素化に資するエネルギーとして天然ガス・LNGが東南アジアを中心に引き続き需要拡大が見込まれる中、海外でのLNG供給インフラ事業(LNG受入基地やパイプラインなどのインフラ事業やガス販売事業)への参入の検討も進めております。当年度においては、2021年12月にベトナム北部におけるLNG受入基地建設プロジェクトに参入するため、現地パートナー企業であるITECO JOINT STOCK COMPANYと株式売買契約及び株主間協定を締結しております。

<その他の事業>



当社グループにおいては、坑井等の掘削、物理探鉱作業等の各種作業請負や石油製品の製造、販売等の事業を行っております。

そのほか当社は、E & P事業で培った技術と知見を活かしたカーボンニュートラル社会実現に向けた取り組み、新技術の開発等を推進しております。その中でも、2021年5月に策定・公表した「JAPEX2050」を着実に実行し、2050年のネットゼロ社会実現に貢献すべく、当社の特徴を活かした事業化検討を進めていきます。

まず、CCS (Carbon dioxide Capture and Storage：二酸化炭素 (CO₂) 回収・貯留) / CCUS (Carbon dioxide Capture, Utilization, and Storage：二酸化炭素 (CO₂) の回収・有効活用・貯留) については、日本CCS調査(株)を通じて「苫小牧CCS大規模実証試験プロジェクト」に参画しており、2019年11月にCO₂の海底下への累計貯留量30万トンを達成後、モニタリングを継続しております。また、同プロジェクトで得た技術的知見を活かし、当社油・ガス田におけるCO₂貯留可能量評価を実施し、勇払油ガス田及び東新潟ガス田をコア地域としたハブ&クラスター型CCS/CCUSモデル事業立ち上げに向けた検討を進めております。

(注) ハブ&クラスターとは、複数のCO₂排出源やCO₂貯留サイトを連結するCCS/CCUSネットワークを指します。

メタンハイドレートについては、日本メタンハイドレート調査(株)が国による公募を経て2019年度以降のメタンハイドレート研究開発事業に参画することとなり、当社は同社を通じ、日本周辺での簡易生産試験を含む実証試験実施に向けた検討を進めてきました。

海洋鉱物資源については、当社及び子会社の(株)地球科学総合研究所は「J-MARES (次世代海洋資源調査技術研究組合)」に参画しており、内閣府による戦略的イノベーション創造プログラム (S I P) に参画し、革新的な調査・開発技術の研究開発及び環境影響評価技術の開発を進めてきました。

当社製品の生産・販売の状況

当年度の原油、天然ガス等の生産・販売の状況（数量）は次のとおりであります。

〔当社グループの生産量〕

製 品 名	2020年度 第51期	2021年度 第52期	増 減 (%)
原 油 [kl]	849,859	806,390	- 43,468 (- 5.1)
天 然 ガ ス [千m ³]	1,032,521	674,588	- 357,932 (- 34.7)
液 化 天 然 ガ ス [t]	3,341	2,136	- 1,204 (- 36.1)
ビ チ ュ ー メ ン [kl]	889,315	656,377	- 232,938 (- 26.2)
電 力 [千kWh]	2,543,189	2,655,529	+ 112,339 (+ 4.4)

(注) 天然ガスの生産量の一部は、液化天然ガスの原料として使用しております。

なお、当社グループの主要な油・ガス田は、勇払油ガス田（北海道）、申川油田、由利原油ガス田、鮎川油ガス田（以上秋田県）、岩船沖油ガス田、東新潟、吉井、片貝各ガス田（以上新潟県）、ガラフ油田（イラク）等であります。このほか、ビチューメン及びシェールガスは、それぞれ保有していたカナダ ハンギングストーン鉱区及びカナダ ノースモントニー鉱区にて生産された数量を含んでおります。また、電力は、主に福島天然ガス発電所（福島県）にて発電されております。

〔当社グループの販売量〕

製 品 名	2020年度 第51期	2021年度 第52期	増 減 (%)
原 油 [kl]	2,313,521	669,926	- 1,643,595 (- 71.0)
希 釈 ビ チ ュ ー メ ン [kl]	1,319,808	959,777	- 360,031 (- 27.3)
天 然 ガ ス (海 外) [千m ³]	470,510	130,214	- 340,296 (- 72.3)
天 然 ガ ス (国 内) [千m ³]	1,183,102	1,061,244	- 121,858 (- 10.3)
液 化 天 然 ガ ス [t]	284,216	295,536	+ 11,319 (+ 4.0)
電 力 [千kWh]	3,016,755	3,023,294	+ 6,539 (+ 0.2)

(注) 上記の販売量には商品売上の数量が含まれております。

(2) 対処すべき課題

当社は、2018年5月に策定した「長期ビジョン2030」と「中期事業計画2018-2022」に基づき、石油・天然ガスE & Pとその供給基盤を活かした総合エネルギー企業への成長に向けた取組みを進めてきました。石油・天然ガスE & Pについては、ポートフォリオの適正化を通じた収益性の向上等を目的として、2021年度においてカナダでのシェールガス共同開発事業及びオイルサンド探鉱開発事業を終結いたしました。また、株主還元拡充及び資本効率向上を目的として、2021年11月の取締役会決議に基づき自己株式を取得しております。（自己株式を取得する期間は2021年11月10日から2022年11月9日までとし、その全数を2022年11月30日付で消却する予定であります。）

一方で、世界的な脱炭素化の進展による不可逆的なエネルギー需要構造などの変化を踏まえ、2021年5月には、カーボンニュートラル社会実現に向けて当社が果たすべき責務と今後の事業展開の方向性を整理した「JAPEX2050」を策定いたしました。

このように当社を取り巻く事業環境が大きく変化したことを踏まえ、当社は、収益力強化と「JAPEX2050」で示した事業構造への移行を目指す中長期の経営計画として「JAPEX経営計画2022-2030」を2022年3月に新たに策定いたしました。

「JAPEX2050」及び「JAPEX経営計画2022-2030」の要旨は以下のとおりであります。

【JAPEX2050】

1) GHG排出削減目標

・ 自社操業の排出量（Scope 1 + Scope 2）の「2050年ネットゼロ」実現

- 第1段階として、当社操業のCO₂排出原単位を2030年度までに、2019年度比で40%削減します。

(注) Scope 1：事業者または家庭が所有または管理する排出源から発生する温室効果ガスの直接排出
Scope 2：電気、蒸気、熱の使用に伴う温室効果ガスの間接排出

・ 自社サプライチェーン排出量（Scope 3）の削減に寄与する事業領域の強化

- CO₂実質排出量削減を目指し、新たな技術の確立や環境負荷の低いエネルギー供給で貢献します。

(注) Scope 3：Scope 2を除くサプライチェーンの間接排出

2) カーボンニュートラル社会実現に向け注力する取り組み

① CO₂圧入・貯留技術を核としたネットゼロ達成へ貢献する分野の事業化

- 国内トップランナーとして、CCS/CCUSの早期の実用化と事業化を目指します。

・ 実施候補地点（深部塩水層）の調査・選定、圧入坑井の掘削、貯留したCO₂のモニタリングなどで、石油・天然ガスE & Pで培った当社の強みを最大限に活用

(注) 深部塩水層：飲料に適さない古海水（塩水）を含んだ地下深部の砂岩層等のこと。石油・天然ガスの貯留層と比較し地理的分布が広く、CO₂貯留の可能性が期待される

- ・ 分離・回収されたCO₂の輸送に関しては、天然ガス・LNG（液化天然ガス）供給に関する経験や知見を活用し貢献
 - CCS／CCUSとの連携が期待できる、カーボンニュートラルに関する協業や参入を目指します。
 - ・ BECCS（Bio-energy with Carbon Capture and Storage：CCS付きバイオマス発電）、CCS付き天然ガス火力発電所などを想定
 - ・ ブルー水素や、メタネーションなどカーボンリサイクル分野への参入を視野
- ②再生可能エネルギープロジェクトの参画拡大
- 従来事業の知見や経験を活かしながら、当社が参画する再生可能エネルギープロジェクトの拡大を目指していきます。
 - ・ 天然ガス発電の経験を活用できるバイオマスや、E&Pの知見との親和性が高い洋上風力を中心に、候補案件の拡大を含む事業化検討を推進
- ③石油・天然ガスの安定供給
- 石油・天然ガスは今後も世界の主要なエネルギーの一つであるという認識のもと、当社はその需要に引き続き応えていきます。
 - 「石油・天然ガスからの完全な脱却」ではなく、CCS／CCUSなど脱炭素技術の併用による「カーボンニュートラル社会」の実現を、総合エネルギー企業として目指していきます。
 - ・ 天然ガス開発プロジェクトへの参画と、参画プロジェクトへのCCS／CCUS導入検討
 - ・ 石炭や重油からの燃料転換需要に対応する、天然ガス・LNGの多様な供給方式の横展開

1) 基本方針

収益力の強化と、2030年以降を見据えた事業基盤の構築

- ・ E & P 分野、インフラ・ユーティリティ分野、カーボンニュートラル分野における重点項目の推進を通じて、資本コストに見合う利益水準の達成と株主還元強化を実現

2) 経営目標

① 定量目標

- ・ 事業利益：2026年度に300億円、2030年度に500億円
- ・ ROE：2026年度に5%、2030年度に8%
- ・ 利益構成（E & P 分野：E & P 以外の分野）：2026年度に6：4、2030年度に5：5

（注）事業利益：各分野の営業利益および持分法投資利益等（投資事業有限責任組合契約や匿名組合契約にもとづき分配される利益を含む）の合計から、本社管理費等約60億円を減じた値。原油価格想定はJCC 50USD/bbl。

② カーボンニュートラル関連目標

- ・ 2030年度までに当社既存国内油・ガス田などを活用したハブ&クラスター型CCS/CCUSモデル事業を立ち上げ
- ・ 2030年度までに自社操業におけるGHG排出原単位を2019年度比40%削減

3) 資金配分

キャッシュイン5,000億円のうち、4,500億円を成長投資に、500億円を株主還元配分

4) 分野別事業利益目標と重点項目

① E & P 分野

早期の収益規模拡大へ貢献しつつ、低炭素化へも対応

- ・ 事業利益目標：2026年度に230億円、2030年度に270億円
- ・ 重点項目

国内：既存油・ガス田における石油・天然ガスの安定生産、既存油・ガス田および周辺の追加開発、油ガス生産操業拠点のGHG排出量削減対応

海外：既存プロジェクトの着実な遂行、新規権益取得

②インフラ・ユーティリティ分野

油価変動など外部環境の変化に耐えうる事業構造への移行

・事業利益目標：2026年度に120億円、2030年度に270億円

・重点項目

国内：ガス供給量の維持・拡大、FGP発電所の安定運転継続、再生可能エネルギー開発中案件の着実な進捗と参入案件追加

海外：LNG供給インフラ開発案件への参入、再生可能エネルギー参入検討

(注) FGP：福島天然ガス発電所を運営する、福島ガス発電(株) (当社33%出資) の略

③カーボンニュートラル分野

2050年カーボンニュートラル社会への円滑な移行に貢献

・事業利益目標：2026年度に10億円、2030年度に20億円

・重点項目

国内：既存油・ガス田などを活用したハブ&クラスター型CCS/CCUSモデル事業立ち上げ等

海外：CCS先進地域での案件参入、新興国におけるCCS/CCUS実現可能性調査への参加

5) 株主還元

2023年3月期中間・期末配当から、連結配当性向30%を目安に各期の業績に応じた配当を行うことを基本方針としつつ、事業環境の変化等により一時的に業績が悪化した場合でも、一株当たり年間50円配当の維持に努めます。(ただし、特別損益等の特殊要因により親会社株主に帰属する当期純利益が大きく変動する事業年度については、その影響を考慮し配当額を決定します。)

当社は、上記のような、「JAPEX2050」及び「JAPEX経営計画2022-2030」の着実な遂行により、2050年カーボンニュートラル社会実現への貢献と、総合エネルギー企業としての成長と企業価値のさらなる向上を引き続き目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【ご参考】 当社のサステナビリティへの取組み

基本的な考え方

当社はエネルギーの安定供給を使命とし、事業活動そのものがCSRであるという考えのもと、5つのCSR重点課題「SHINE」とそれに紐づく12の個別課題を特定しています。これらの課題に基づき、CSR実行計画として毎年目標を設定し活動することにより、SDGs達成に取り組んでいます。

5つのCSR重点課題「SHINE」及び12の個別課題は以下を指しております。

<p>S エネルギー安定供給</p> <p>① エネルギー安定供給 ② 新技術の開発 ③ 気候変動への対応</p>	<p>Stable and sustainable energy supply</p> <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p> 	<p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p> 	<p>13 気候変動に 具体的な対策を</p> 
<p>H 企業文化としてのHSE</p> <p>④ 労働安全衛生の確保 ⑤ 汚染防止・資源循環 ⑥ 生物多様性・生態系保全</p>	<p>HSE as our culture</p> <p>6 安全な水とトイレ を世界中に</p> 	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>15 陸の豊かさも 守ろう</p> 
<p>I 誠実性とガバナンス</p> <p>⑦ ガバナンス ⑧ 危機管理 ⑨ コンプライアンス</p>	<p>Integrity and governance</p> <p>10 人や国の不平等 をなくそう</p> 	<p>16 平和と公正を すべての人に</p> 	
<p>N 社会との良好な関係構築</p> <p>⑩ ステークホルダーとの共生・発展</p>	<p>Being a good Neighbor</p> <p>4 質の高い教育を みんなに</p> 	<p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p> 	<p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p> 
<p>E 選ばれる魅力ある職場</p> <p>⑪ 従業員の多様性尊重と人材育成 ⑫ 公正で働きやすい職場</p>	<p>The Employer of choice</p> <p>5 ジェンダー平等を 実現しよう</p> 	<p>8 働きがいも 経済成長も</p> 	

気候変動対応

カーボンニュートラル対応方針である「JAPEX2050」において、自社操業拠点からのGHG排出量（Scope 1 + 2）の2050年ネットゼロ、2030年にGHG排出原単位▲40%（2019年度比）の目標を掲げています。毎年の削減目標も CSR実行計画で設定し、GHG排出削減に取り組んでいます。

また、「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」に基づいた社内プロセス強化に取り組んでおり、取締役会、経営会議、社内各種委員会（サステナビリティ委員会、経営リスク委員会など）で気候変動のリスクや機会を審議、報告する体制を構築しています。2022年度からは、気候変動ガバナンス強化のため、役員報酬を全社気候変動対応目標の達成度の結果に連動させることとしています。

2021年からは情報開示の充実のため、国際的な環境情報開示のプラットフォームであるCDPの気候変動への回答を開始し、B評価を獲得いたしました。

今後も取り組みの強化および開示情報の充実に努めます。

ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン推進

2021年12月に、「JAPEXダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン（DE&I）方針」を制定いたしました。本方針は、近年の外部環境や当社の事業環境の変化を踏まえ、当社が2016年に制定し推進してきた「JAPEXダイバーシティ方針」へ、エクイティ（公正性）やインクルージョン（包摂性）の考え方を取り入れる形で改定したものであります。また、DE&I方針を踏まえた行動計画や目標を策定いたしました。

(3) 設備投資の状況

当年度における設備投資額は138億円であり、有形固定資産及び無形固定資産の受入額であります。主なものとしては、国内の生産施設工事等のほか、英領北海海上鉱区（通称 シーガル鉱区）における開発費等が含まれております。また、当年度におけるイラク ガラフ油田の開発に係る生産物回収勘定への支出額は232億円であります。

(4) 資金調達の状況

当年度中、当社は、運転資金を用途とした総計200億円の短期借入を行いました。当年度末現在においてはこれに係る借入残高はありません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況、他の会社の事業の譲受けの状況、他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況、吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、JACOS社（当社子会社であるカナダオイルサンド(株)の完全子会社）が推進するオイルサンド探鉱開発事業の事業終結を決定し、カナダオイルサンド(株)が保有するJACOS社全株式をHE Acquisition Corporationへ譲渡いたしました。

また、当社は、子会社であるジャペックス モントニー社を通じて参画しているカナダシェールガス共同開発事業について、同社が保有する鉱区権益10%全てと関連する資産を共同事業者であるオペレーターのPetronas Energy Canada社へ譲渡いたしました。

(6) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

[単位：百万円](※を除く)

区 分	2018年度 第49期	2019年度 第50期	2020年度 第51期	2021年度 第52期
売上高	267,980	318,822	240,078	249,140
経常利益	12,523	32,635	10,001	43,674
親会社株主に帰属する 当期純利益	14,770	26,815	-2,725	-30,988
1株当たり当期純利益(※)	258円44銭	469円18銭	-47円73銭	-545円64銭
総資産	655,288	627,132	624,786	471,941
純資産	450,156	440,157	434,492	402,770
1株当たり純資産額(※)	7,287円32銭	7,046円18銭	7,011円36銭	6,679円85銭

(注) 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第52期の期首から適用しており、第52期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社には親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容 (対 象 地 域)
白 根 瓦 斯 (株)	3,000	100.0	新潟県燕市、新潟市におけるガスの製造、供給及び販売
(株)地球科学総合研究所	2,100	100.0	物理探鉱作業請負、物理探鉱技術開発
(株)物理計測コンサルタント	446	100.0	物理検層、マッドロッキング作業請負
エスケイエンジニアリング(株)	300	100.0	坑井掘削、エンジニアリング業務請負
秋田県天然瓦斯輸送(株)	250	100.0	秋田県におけるパイプラインによる天然ガス輸送
エ ス ケ イ 産 業 (株)	90	100.0	石油製品の製造及び販売、不動産管理及び保険代理店
(株)ジャペックスパイプライン	80	100.0	パイプライン及び関連施設の保守、管理
北 日 本 オ イ ル (株)	80	100.0	原油及び石油製品の仕入販売、廃油の再生処理
Japex (U.S.) Corp. (ジャペックス・ユーエス社)	(千米ドル) 53,000	100.0	石油資源(シェールオイルを含む)の開発、生産(米国テキサス州) マレーシアLNGⅢプロジェクトへの出資
J A P E X U K E & P L t d . (ジャペックスユーケーイーアンドピー社)	(千英ポンド) 110,662	100.0	石油資源の探鉱開発 (英国北海アバディーン沖合海域)
(株)ジャペックスエネルギー	90	90.0	石油製品等及びLNGの仕入販売
北 日 本 防 災 警 備 (株)	30	87.3	産業防災業務、警備保障業務
日 本 海 洋 石 油 資 源 開 発 (株)	5,963	70.6	日本海大陸棚の石油資源の探鉱開発、生産
(株)ジャペックスガラフ	20,930	55.0	石油資源の探鉱開発、生産 (イラク共和国南部陸上)

- (注) 1. Japex (U.S.) Corp.は、2022年2月4日から2022年3月4日までに20,000千米ドルの増資を行いました。また、当年度末後は、2022年4月5日付にて40,000千米ドル、2022年5月2日付にて6,000千米ドルの増資を行い、資本金が99,000千米ドルとなりました。
2. J A P E X U K E & P L t d .は、2021年5月28日から2022年3月25日までに34,000千英ポンドの増資を行いました。
3. カナダオイルサンド(株)は、2021年9月17日に保有するJACOS社全株式の譲渡を完了し、2022年3月25日付で解散いたしました。
4. ジャペックス モントニー社は、2022年3月11日付にて解散し、清算が結了いたしました。

③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容 (対象地域)
(株) テルナイト	98	47.0	掘削用泥水調整剤の製造販売、泥水技術サービス
東北天然ガス(株)	300	45.0	東北地方における天然ガス、石油系燃料の購入、販売
福島ガス発電(株)	537	33.3	福島県相馬港における天然ガス火力発電事業の推進
北九州エル・エヌ・ジー・ローリー販売(株)	30	33.0	九州地方における液化天然ガスの輸送、販売
Energi Mega Pratama Inc. (エネルギーメガプラタマ社)	(千米ドル) 1,000	25.0	石油資源の探鉱開発、生産 (インドネシア共和国ジャワ島東部海域)
サハリン石油ガス開発(株)	22,592	15.3 (30.6)	石油資源の探鉱開発、生産 (ロシアサハリン島陸棚)

(注) 当社の出資比率欄の()は、国(経済産業大臣)を除く民間株主出資分中の当社の出資比率であります。

④ その他重要な出資会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容 (対象地域)
(株) INPEX	290,809	3.9 (4.8)	石油資源の探鉱開発、生産

(注) 1. 当社の出資比率欄の()は、国(経済産業大臣)を除く民間株主出資分中の当社の出資比率であります。
2. 当社は、資本効率の観点などから、2021年11月8日に保有する(株)INPEX株式の一部を売却いたしました。

(8) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループでは、次のとおり原油・天然ガスの探鉱開発や、国内におけるインフラ基盤を活用した天然ガスの供給や電力事業等を行っております。

種別	事業内容
E & P事業	<ul style="list-style-type: none"> 国内における原油の探鉱開発、生産、仕入及び販売、並びに天然ガスの探鉱開発、生産 海外における原油・天然ガスの探鉱開発、生産及び販売
インフラ・ユーティリティ事業	<ul style="list-style-type: none"> 国内における天然ガス(LNGを含む)の販売、輸送 発電、電力の販売 天然ガスの受託輸送、発電燃料用LNGの気化受託
その他の事業	<ul style="list-style-type: none"> 石油製品の製造、販売等 坑井の掘削作業、坑井に関する作業、物理探鉱作業、パイプライン保守管理等の請負

(9) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

当社本社		東京都千代田区
国内事業拠点	当社 北海道事業所	北海道苫小牧市
	秋田事業所	秋田県秋田市
	長岡事業所	新潟県長岡市
	相馬事業所	福島県相馬郡新地町
	仙台事務所	宮城県仙台市
	技術研究所	千葉県千葉市
	日本海洋石油資源開発(株) 本社	東京都千代田区
	新潟鉱業所	新潟県新潟市
	白根瓦斯(株)	新潟県燕市
	(株)地球科学総合研究所	東京都文京区
	(株)物理計測コンサルタント	東京都千代田区
	エスケイエンジニアリング(株)	東京都千代田区
	(株)ジャベックスパイプライン	新潟県長岡市
	北日本防災警備(株)	新潟県新潟市
	エスケイ産業(株)	東京都港区
	(株)ジャベックスエネルギー	東京都台東区
	北日本オイル(株)	山形県酒田市
	秋田県天然瓦斯輸送(株)	秋田県秋田市
海外事業拠点	当社 ヒューストン事務所	米国テキサス州ヒューストン市
	ジャカルタ事務所	インドネシア共和国ジャカルタ市
	アバディーン事務所	英国アバディーン市
	ドバイ事務所	アラブ首長国連邦ドバイ
	シンガポール事務所	シンガポール共和国

(注) JACOS社(当社子会社であるカナダオイルサンド(株)の完全子会社)がカナダアルバータ州カルガリー市に拠点を置き事業を行っていましたが、カナダオイルサンド(株)は2021年9月17日に保有するJACOS社全株式を譲渡いたしました。

(10) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前年度末比増減
1,634名 (443)	-146名 (-21)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者は()内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
965名 (205)	+28名 (+2)	40.5歳	16.0年

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者は()内に外数で記載しております。
2. 平均年齢、平均勤続年数の算出にあたっては、使用人のうち他社からの出向者等(142名)を除外しております。

(11) 主要な借入先の状況(2022年3月31日現在)

記載すべき事項はありません。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当年度中、記載すべき事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況(2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 120,000,000株
② 発行済株式の総数 57,154,776株
③ 株主数 10,138名
④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
経済産業大臣	19,432,724株	34.88%
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	6,548,100	11.75
(株)INPEX	2,852,212	5.12
CEP LUX-ORBIS SICAV	2,269,118	4.07
(株)日本カストディ銀行(信託口)	1,410,400	2.53
Northern Trust Co. (AVFC) Sub a/c USL Non-Treaty	1,307,830	2.35
JFEエンジニアリング(株)	924,012	1.66
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	898,020	1.61
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	739,634	1.33
(株)みずほ銀行	720,152	1.29

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,442,982株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

⑤ 当年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	700株	1名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容は、下記「(3) 会社役員の場合 ④取締役及び監査役の報酬等の額の決定に関する方針等」及び「(3) 会社役員の場合 ⑤取締役及び監査役の報酬等の総額(注) 7.」に記載のとおりであります。

2. 当社の株式報酬制度では、株式の交付は取締役の退任時であり、上記は、退任した取締役に対して交付された株式を記載しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

当社は、資本効率の向上及び株主還元の充実を図るため、2021年11月9日開催の取締役会において下記のとおり自己株式の取得を決議しており、2021年11月10日から2022年3月31日までの期間に普通株式1,440,600株を総額3,737,376,360円で取得しております。

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| イ) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| ロ) 取得し得る株式の総数 | 3,000,000株 (上限) |
| ハ) 株式の取得価格の時価総額 | 80億円 (上限) |
| ニ) 取得方法 | 自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付 |
| ホ) 取得する期間 | 2021年11月10日～2022年11月9日 |

(2) 新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役 会長	渡 辺 修	日本海洋石油資源開発(株)取締役
代表取締役社長 社長執行役員	藤 田 昌 宏	日本海洋石油資源開発(株)代表取締役社長 (株)ジャベックスグラフ代表取締役社長
代表取締役 副社長執行役員	大 関 和 彦	社長補佐 海外事業統括本部長、秘書室担当
代表取締役 副社長執行役員	石 井 美 孝	社長補佐 電力事業本部長 福島ガス発電(株)代表取締役社長
取 締 役 専務執行役員	伊 藤 元	米州・ロシア事業本部長
取 締 役 常務執行役員	平 田 敏 幸	中東・アジア・欧州事業本部長 ジャベックス ユーケーイーアンドピー社社長 エネルギー メガ プラタマ社取締役
取 締 役 常務執行役員	山 下 通 郎	経理部担当
取 締 役	小 島 明	政策研究大学院大学理事・客員教授 (一財) 国際経済連携推進センター理事長
取 締 役	伊 藤 鉄 男	西村あさひ法律事務所オブカウンセル 高砂熱学工業(株)監査役 旭化成(株)監査役
取 締 役	山 下 ゆ か り	(一財) 日本エネルギー経済研究所常務理事 国際エネルギー経済学会 (International Association for Energy Economics, Inc.) 理事
取 締 役	川 崎 秀 一	
常 勤 監 査 役	下 村 恒 一	
常 勤 監 査 役	中 村 光 良	
監 査 役	渡 辺 裕 泰	日比谷パーク法律事務所顧問 (公財) 日本関税協会理事長
監 査 役	中 島 敬 雄	

- (注) 1. 監査役 中村光良は、2021年6月25日開催の第51回定時株主総会で新たに就任いたしました。
2. 取締役 檜貝洋介及び監査役 内田賢二は、2021年6月25日付で退任いたしました。
3. 取締役 小島 明、伊藤鉄男、山下ゆかり及び川崎秀一は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役 渡辺裕泰及び中島敬雄は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 常勤監査役 下村恒一は、当社海外事業部門におけるプロジェクトマネジメントに係る豊富な経験を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役 渡辺裕泰は、大蔵省（現 財務省）等での行政執行や大学院教授としての経験を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

7. 監査役 中島敬雄は、長年に亘る金融機関での経験を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 取締役 小島 明の兼職先との間に記載すべき取引関係等はありません。
9. 取締役 伊藤鉄男の高砂熱学工業(株)及び旭化成(株)の兼職はいずれも社外監査役に該当いたします。なお、兼職先のうち、西村あさひ法律事務所との間に、法律事務に関する委任契約がありますが、同社に対する取引金額は当期連結売上高の1%未満であります。
10. 取締役 山下ゆかりの兼職先である(一財)日本エネルギー経済研究所との間には調査業務の受委託の取引があり、当社は同研究所の賛助会員であります。なお、同研究所に対する取引金額は当期連結売上高の1%未満であります。
11. 取締役 川崎秀一は、沖電気工業(株)の取締役を兼職しておりましたが、2021年6月29日付で同社取締役を退任しております。なお、兼職先との間に記載すべき取引関係等はありません。
12. 監査役 渡辺裕泰の兼職先との間に記載すべき取引関係等はありません。
13. 当社は取締役 小島 明、伊藤鉄男、山下ゆかり及び川崎秀一、監査役 渡辺裕泰及び中島敬雄を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 執行役員の状況 (2022年4月1日現在)

地 位	氏 名	担 当 ま た は 主 な 役 職
* 社長執行役員	藤 田 昌 宏	
* 副社長執行役員	石 井 美 孝	社長補佐、電力事業本部長、秘書室担当、カーボンニュートラル関連事業統轄
* 専務執行役員	山 下 通 郎	経理部、プロジェクト組成支援部担当
専務執行役員	菅 剛 志	営業本部長、資材部担当
* 常務執行役員	平 田 敏 幸	海外事業第一本部長
常務執行役員	加 来 仙 一 朗	ガス供給・施設本部長
常務執行役員	松 永 正	内部統制、総務法務部、人事部、情報システム部担当
常務執行役員	中 村 常 太	国内事業本部長、HSE統括部担当
常務執行役員	宮 台 隆 将	国内事業本部副本部長、ガス供給・施設本部副本部長
常務執行役員	中 島 俊 朗	経営企画部、コーポレートコミュニケーション室担当
常務執行役員	阿 部 理	海外事業第二本部長
常務執行役員	手 塚 和 彦	技術本部長
執行役員	高 畑 伸 一	長岡事業所長
執行役員	池 野 友 徳	環境事業推進部、新規事業推進部担当
執行役員	笠 宏 文	電力事業本部副本部長
執行役員	山 田 知 己	海外事業第二本部副本部長、技術本部長補佐
執行役員	中 野 正 則	相馬事業所長
執行役員	永 浜 泰	営業本部副本部長、営業本部北海道営業室長
執行役員	大 浜 正	LNG販売調達室担当
執行役員	安 居 徹	電力事業本部副本部長

(注) *印の執行役員は、取締役を兼務しております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

イ) 当該保険契約の被保険者の範囲

当社の取締役、監査役、執行役員、参与及びフェロー（退任者を含む）。

※フェローは、当社の専門職の職務領域において、非常に高度な専門性をもって経営をサポートする業務を行う者として任命されております（2022年3月31日現在1名）。

ロ) 当該保険契約の内容の概要

被保険者が会社の役員として業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害（第三者賠償訴訟及び株主代表訴訟）が保険の対象とされております。ただし、違法行為による損害や他種の賠償責任保険により填補されうる損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の額の決定に関する方針等

【取締役の報酬等について】

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会で審議を行っております。

また、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針に基づき審議を行っているため、取締役会も基本的にその審議結果を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は、次のとおりであります。

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能しうる報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、その役位に応じた役割等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。 ・具体的には、取締役（社外取締役を除く）の報酬は、基本報酬及び業績連動報酬（賞与及び株式報酬）で構成し、社外取締役の報酬は、経営の監督という職務に鑑み、基本報酬のみとする。
基本報酬（金銭報酬）に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の取締役の基本報酬は、月例の金銭による固定報酬とし、役位、世間相場や従業員給与とのバランス、在任年数等を総合的に勘案して決定する。

業績連動報酬等及び非金銭報酬等に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> ・業績連動報酬のうち賞与は、当該事業年度の業績貢献を測る指標として連結純利益をベースとし、役位、配当、従業員賞与水準、各事業年度の取締役の会社経営に対する貢献度及び過去の業績や支給実績等を総合的に勘案して決定し、毎年一定の時期に金銭にて支給する。 (注) 2022年3月28日開催の取締役会において、2022年度以降の事業年度に係る賞与の支給方針として、取締役の会社経営に対する貢献度は、業績への貢献のほか、年度目標・事業計画（温室効果ガス排出削減目標を含む）の達成度に加え、人材マネジメント、リーダーシップ及び実行力等により評価するものと決議しております。 ・業績連動報酬のうち株式報酬は、株主総会で承認を得た報酬額の範囲内で、取締役会で承認された役員株式給付規程に基づき、役位及び業績（長期安定配当の基本方針を堅持する観点から、業績評価の指標として原則として年間配当額を用いる）等に応じて付与するポイント数に応じた数の当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を、原則として取締役の退任時に給付する。
報酬等の割合に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬総額に占める業績連動報酬（賞与及び株式報酬）の割合は、基準額で30%程度を目安とし、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしてより一層機能しうる報酬体系とするため、適宜その割合の見直しを検討する。
報酬等の決定等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び取締役の会社経営に対する貢献度等を踏まえた賞与の配分並びにそれらの具体的な支給時期とする。 ・基本報酬及び賞与の算定方法等については、指名・報酬委員会で事前に審議するものとし、代表取締役社長は当該審議結果を尊重して決定をしなければならないものとする。 ・株式報酬におけるポイントの給付にあたっては、指名・報酬委員会に事前に報告するものとする。

【監査役の報酬等について】

監査役の報酬については、株主総会の決議によって定められた報酬枠の範囲内において、監査役の協議によって決定しています。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬の種類別の総額（百万円）			対象人数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬		
			賞与	株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	379 (44)	347 (44)	18 (-)	13 (-)	12 (4)
監査役 (うち社外監査役)	63 (22)	63 (22)	-	-	5 (2)
合計 (うち社外役員)	443 (66)	411 (66)	18 (-)	13 (-)	17 (6)

- (注) 1. 上記の対象人員には、2021年6月25日開催の第51回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含みます。
2. 上記の金額は、当年度中に支給あるいは引当てのなされた役員報酬、役員賞与引当金及び株式報酬における取得ポイントに係る金銭相当額の引当額からなっております。
3. 上記報酬等の総額のほか、2015年6月24日開催の第45回定時株主総会の決議に基づき、退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給額として、2021年6月25日開催の第51回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名への退職慰労金として14百万円を支給しております。
4. 非金銭報酬に該当する報酬として、当社は、下記「(注) 7.」のとおり、2020年6月26日開催の第50回定時株主総会決議を経て、取締役(社外取締役を除く)及び取締役を兼務しない執行役員に対する株式報酬制度(株式給付信託)を導入いたしました。また、当年度における株式の給付については、上記「(1) 株式の状況 ⑤当年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりであります。
5. 業績連動報酬は賞与及び株式報酬により構成されますが、算定に際しての業績指標は、賞与については当該年度の業績貢献を測る指標としての連結純利益であり、株式報酬については長期安定配当を堅持する当社基本方針における業績評価としての年間配当額としております。これら指標の設定につきましては、当該年度における業績を着実に維持向上させる意識を高めるとともに、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。賞与及び株式報酬の算定方法は、上記「④取締役及び監査役の報酬等の額の決定に関する方針等」の【取締役の報酬等について】の「業績連動報酬等及び非金銭報酬等に関する方針」及び下記「(注) 7.」に記載のとおりであります。なお、これら業績連動報酬の算定指標の実績として、賞与の指標となる連結純利益の推移は、上記1. (6)「直前3連結会計年度の財産及び損益の状況」のとおりであり、株式報酬の指標となる年間配当額は、第51期(2020年度)では50円でした。
6. 取締役の金銭報酬につき、下記のとおり株主総会で決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、16名(うち社外取締役3名)であります。

株主総会決議の日	2016年6月24日(第46回定時株主総会)
決議の概要	月額5,000万円以内(うち社外取締役分 月額400万円以内) ※使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない

7. 取締役の株式報酬につき、下記のとおり株主総会で決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、8名であります。

株主総会決議の日		2020年6月26日（第50回定時株主総会）
決議の概要		<ul style="list-style-type: none"> ・取締役等に対する株式報酬制度（株式給付信託）を導入し、取締役の金銭報酬とは別枠で、株式報酬を当社の取締役に對して支給する ・株式給付信託は下記のとおりとし、詳細については取締役に一任する
株式給付信託の概要	制度概要	当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して、役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付される制度
	給付対象者	取締役（社外取締役を除く）及び取締役に兼務しない執行役員
	給付時期	退任時
	給付株数	下記「ポイント算出方法」に従い算出されるポイントを累計。退任時に給付株式が決定（1ポイント＝1株）
	ポイント付与の対象期間とタイミング	役員就任（再任）後の1年間（定時株主総会日～翌年の定時株主総会日前日まで）を対象とし、定時株主総会日に付与
	ポイント付与条件	毎年の定時株主総会の前事業年度の末日（前年度3月末）に在任していたこと
	ポイント算出方法	役員株式給付規程に基づき役位及び業績等に応じて算出 （*）業績評価の指標を年間配当額（目標値50円）とし、この目標値における支給率を100%とした場合の変動幅を0～120%の範囲で決定
	対象期間	初回は2022年度までの3年間、以降、5年毎を想定
	信託金額（報酬等の額）	本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出 ① 当初の3事業年度：141百万円（うち、取締役分として63百万円）を上限 ② 以降5事業年度毎：235百万円（うち、取締役分として105百万円）を上限
当社株式の取得方法	原則、証券取引市場取得（当社自己株式処分可）	

8. 監査役の報酬額につき、下記のとおり株主総会で決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名であります。

株主総会決議の日	2015年6月24日（第45回定時株主総会）
決議の概要	月額800万円以内

9. 取締役会は、代表取締役社長 藤田昌宏に対し各取締役の基本報酬の額及び取締役の会社経営に対する貢献度等を踏まえた賞与の配分並びにそれらの具体的な支給時期の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ) 取締役 小島 明

[重要な兼職の状況及び当社との関係]

- ・ 上記①「取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであり、その他に記載すべき事項はありません。

[主要取引先等特定関係事業者との関係]

- ・ 該当する事項はありません。

[当年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要]

- ・ 取締役会は16回開催中15回出席し、新聞社等での豊富な経営経験や高い識見に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っており、事業環境の大きな変動にあって、当社がグローバルで長期的な視野をもって業務課題を解決するための提言を数多く行っており、社外取締役としての責務を十分に果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

[責任限定契約の内容の概要]

- ・ 当社と取締役 小島 明氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

[当社の親会社または当社親会社の子会社から当年度の役員として受けた報酬等の額]

- ・ 該当する事項はありません。

ロ) 取締役 伊藤 鉄男

[重要な兼職の状況及び当社との関係]

- ・ 上記①「取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであり、その他に記載すべき事項はありません。

[主要取引先等特定関係事業者との関係]

- ・ 該当する事項はありません。

[当年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要]

- ・ 取締役会は16回開催中15回出席し、法律の専門家としての豊富な経験や高い識見に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っており、当社が多様な業務課題について意思決定を行う上で、妥当性、適正性を確保するために必要な説明を積極的に求めるなど、社外取締役としての責務を十分に果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

[責任限定契約の内容の概要]

- ・ 当社と取締役 伊藤鉄男氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

[当社の親会社または当社親会社の子会社から当年度の役員として受けた報酬等の額]

- ・ 該当する事項はありません。

八) 取締役 山下 ゆかり

[重要な兼職の状況及び当社との関係]

- ・上記①「取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであり、その他に記載すべき事項はありません。

[主要取引先等特定関係事業者との関係]

- ・該当する事項はありません。

[当年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要]

- ・取締役会は16回開催中全てに出席し、エネルギー経済及びエネルギー・環境政策等の専門家としての豊富な経験や高い識見に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っており、当社が総合エネルギー企業として長期的な発展を目指すうえで、あるべき姿についての確かな提言を積極的に行うことで活発な議論に貢献し、社外取締役としての責務を十分に果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

[責任限定契約の内容の概要]

- ・当社と取締役 山下ゆかり氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

[当社の親会社または当社親会社の子会社から当年度の役員として受けた報酬等の額]

- ・該当する事項はありません。

二) 取締役 川崎 秀一

[重要な兼職の状況及び当社との関係]

- ・上記①「取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであり、その他に記載すべき事項はありません。

[主要取引先等特定関係事業者との関係]

- ・該当する事項はありません。

[当年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要]

- ・取締役会は16回開催中全てに出席し、情報通信等の分野でグローバルに展開する企業における豊富な企業経営経験を通じた高い見識に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っており、当社が直面する様々な業務課題への対応について、長年の経験に基づいた説得力ある有益な提言を数多く行い、議論を適切に導いていることから、社外取締役としての責務を十分に果たしております。

[責任限定契約の内容の概要]

- ・当社と取締役 川崎秀一氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

[当社の親会社または当社親会社の子会社から当年度の役員として受けた報酬等の額]

- ・該当する事項はありません。

ホ) 監査役 渡辺 裕泰

[重要な兼職の状況及び当社との関係]

- ・上記①「取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであり、その他に記載すべき事項はありません。

[主要取引先等特定関係事業者との関係]

- ・該当する事項はありません。

[当年度における主な活動状況]

- ・取締役会は16回開催中7回出席し、監査役会は10回開催中5回出席し、大蔵省（現 財務省）等での行政執行や大学院教授としての豊富な経験や高い識見に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。

[責任限定契約の内容の概要]

- ・当社と監査役 渡辺裕泰氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

[当社の親会社または当社親会社の子会社から当年度の役員として受けた報酬等の額]

- ・該当する事項はありません。

(注) 監査役 渡辺 裕泰は体調不良による入院治療・療養のため、取締役会及び監査役会を欠席しておりましたが、この間も、適宜、関係資料等を受領し、報告を受け、適切に職務を執行しております。

ヘ) 監査役 中島 敬雄

[重要な兼職の状況及び当社との関係]

- ・上記①「取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであり、記載すべき事項はありません。

[主要取引先等特定関係事業者との関係]

- ・該当する事項はありません。

[当年度における主な活動状況]

- ・取締役会は16回開催中全てに出席し、監査役会は10回開催中全てに出席し、金融機関での豊富な経営経験や高い識見に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。

[責任限定契約の内容の概要]

- ・当社と監査役 中島敬雄氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

[当社の親会社または当社親会社の子会社から当年度の役員として受けた報酬等の額]

- ・該当する事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

当年度に係る会計監査人の報酬等の額	74百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	108百万円

- (注) 1. 当社の国内子会社につきましてもEY新日本有限責任監査法人が会計監査人となっております。なお、当社の重要な子会社のうち、Japex (U.S.) Corp.、JAPEX UK E&P Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社監査役会は、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けただうえで、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積の算定根拠が適切であるかについて確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

「収益認識に関する会計基準」に関する助言業務及びH S E 関連法令改正に関する調査業務等を委託しております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法等の法令に違反した場合、職務を怠った場合、その他会計監査人としてふさわしくない行為があったと判断される場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(百万円未満は切捨表示)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流 動 資 産	226,920	流 動 負 債	25,241
現金及び預金	147,241	支払手形及び買掛金	11,479
受取手形及び売掛金	47,158	1年内返済予定の長期借入金	260
契約資産	405	契約負債	258
有価証券	3,030	災害損失引当金	1,841
商品及び製品	2,143	その他の他	11,402
仕掛品	29	固 定 負 債	43,929
原材料及び貯蔵品	12,503	長期借入金	510
その他の他	14,458	繰延税金負債	16,867
貸倒引当金	△ 51	退職給付に係る負債	3,376
固 定 資 産	245,021	資産除去債務	19,539
有形固定資産	92,837	その他の他	3,636
建物及び構築物	37,208	負 債 合 計	69,171
坑井	1,925	純 資 産 の 部	
機械装置及び運搬具	24,253	株 主 資 本	323,602
土地	11,536	資本金	14,288
建設仮勘定	14,797	資本剰余金	2,607
その他の他	3,116	利益剰余金	310,592
無形固定資産	5,802	自己株式	△ 3,886
その他の他	5,802	その他の包括利益累計額	48,036
投資その他の資産	146,380	その他有価証券評価差額金	48,346
投資有価証券	108,910	繰延ヘッジ損益	△ 1,862
長期貸付金	49	為替換算調整勘定	89
繰延税金資産	3,709	退職給付に係る調整累計額	1,464
退職給付に係る資産	2,319	非 支 配 株 主 持 分	31,131
その他の他	31,734	純 資 産 合 計	402,770
貸倒引当金	△ 45	負 債 純 資 産 合 計	471,941
海外投資等損失引当金	△ 297		
資 産 合 計	471,941		

連結損益計算書

〔自 2021年4月 1日〕
〔至 2022年3月31日〕

(百万円未満は切捨表示)

科 目	金 額
上 高 価	249,140
上 原 総 利 益	199,237
探 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	49,903
探 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	359
探 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	29,734
探 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	19,809
受 取 配 当 利 息	266
受 取 配 当 利 息	4,049
受 取 配 当 利 息	14,226
受 取 配 当 利 息	10,002
受 取 配 当 利 息	1,535
受 取 配 当 利 息	30,080
支 延 損 の 利 害	1,187
支 延 損 の 利 害	3,335
支 延 損 の 利 害	1,693
支 延 損 の 利 害	6,215
特 別 利 益	43,674
特 別 利 益	1,307
特 別 利 益	39,826
特 別 利 益	42,462
特 別 利 益	83,596
特 別 損 失	46
特 別 損 失	1,416
特 別 損 失	94,373
特 別 損 失	44,724
特 別 損 失	3,889
特 別 損 失	1,321
特 別 損 失	145,772
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失	18,501
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,855
法 人 税 等 調 整 額	6,797
法 人 税 等 調 整 額	9,652
当 期 純 損 失	28,153
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	2,835
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失	30,988

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(百万円未満は切捨表示)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流 動 資 産	165,954	流 動 負 債	51,985
現金及び預金	103,939	買掛金	18,424
売掛金	36,133	リース債務	197
商品及び製品	2,025	未払金	1,002
原材料及び貯蔵品	10,440	未払費用	5,352
前渡金	0	未払法人税等	378
前払費用	671	預り金	566
未収収益	134	関係会社預り金	23,955
未収入金	382	役員賞与引当金	18
立替金	817	災害損失引当金	1,841
その他の	11,409	その他の	248
固 定 資 産	257,095	固 定 負 債	33,191
有形固定資産	69,596	リース債務	1,470
建物	9,352	繰延税金負債	13,315
構築物	26,884	退職給付引当金	2,098
坑井	85	株式給付引当金	47
機械及び装置	20,688	資産除去債務	15,182
船舶	0	その他の	1,076
車両運搬具	1	負 債 合 計	85,176
工具、器具及び備品	1,875	純 資 産 の 部	
土地	9,466	株 主 資 本	290,945
リース資産	53	資 本 金	14,288
建設仮勘定	499	利 益 剰 余 金	280,543
掘さく仮勘定	687	利益準備金	3,572
無形固定資産	1,005	その他利益剰余金	276,971
借地権	151	海外投資等損失準備金	834
ソフトウェア	702	探鉱準備金	18,419
その他の	150	固定資産圧縮積立金	518
投資その他の資産	186,493	探鉱投資等積立金	47,246
投資有価証券	94,833	別途積立金	171,600
関係会社株式	82,833	繰越利益剰余金	38,353
長期前払費用	2,333	自 己 株 式	△ 3,886
前払年金費用	114	評価・換算差額等	46,927
その他の	12,929	その他有価証券評価差額金	48,340
貸倒引当金	△ 17	繰延ヘッジ損益	△ 1,413
海外投資等損失引当金	△ 6,533	純 資 産 合 計	337,872
資 産 合 計	423,049	負 債 純 資 産 合 計	423,049

損益計算書

〔自 2021年4月1日〕
〔至 2022年3月31日〕

(百万円未満は切捨表示)

科 目	金 額	額
売上高	百万円	百万円
売上原価		133,642
売上総利益		98,357
販売費及び一般管理費		35,285
営業外収益		512
営業外費用		21,365
受取配当金	128	
受取替の利益	21,781	
受取替の費用	7,022	
受取替の利益	1,611	30,543
受取替の費用		
支払利息	25	
関係会社株式評価損	3,555	
休止設備関連費用	225	
休鉱山管理費	63	
コミットメントファイ	292	
その他の費用	770	4,932
経常利益		39,018
特別利益		
固定資産売却益	1,291	
投資有価証券売却益	39,826	41,117
特別損失		
固定資産除却損	32	
災害による損	1,416	
貸倒損	12,763	
子会社株式評価損	77,307	
その他の損失	1,048	92,568
税引前当期純損失		12,432
法人税、住民税及び事業税	33	
法人税等調整額	7,536	7,570
当期純損失		20,003

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

石油資源開発株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯川喜雄
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山崎一彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉田剛

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、石油資源開発株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、石油資源開発株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

石油資源開発株式会社
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 湯川 喜雄
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山崎 一彦
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 吉田 剛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、石油資源開発株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社従業員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

石油資源開発株式会社 監査役会

常勤監査役 下 村 恒 一 ㊟

常勤監査役 中 村 光 良 ㊟

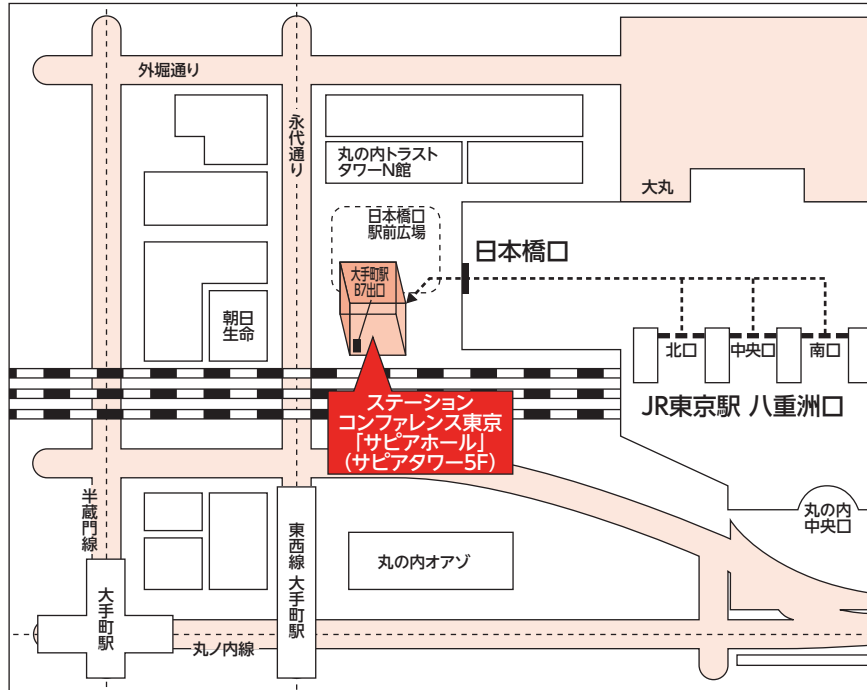
社外監査役 渡 辺 裕 泰 ㊟

社外監査役 中 島 敬 雄 ㊟

以 上

株主総会会場案内図

東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
ステーションコンファレンス東京「サピアホール」(サピアタワー5階)
電話 03-6888-8080 (代表)



J R 東京駅 八重洲北口改札口より徒歩4分

新幹線専用改札口(日本橋口)より徒歩2分

地下鉄 大手町駅 B7 出口より徒歩2分

(地下鉄をご利用の場合、東京メトロ東西線大手町駅が最寄駅となります。)

(注) 工事等の諸事情により、当日、上記改札口・出口をご利用いただけない可能性がございますので、ご注意ください。